

- 国が定める住生活基本計画(全国計画)(計画期間:平成23年度~令和2年度)では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」(以下「危険密集市街地」という。)について、令和2年度までに最低限の安全性を確保することを目標として掲げています。
- 本市は、大きな戦災に遭っていない歴史都市として、都心部やその周辺を中心に古くからの町割りが残り、幅員4m未満の道(細街路)や京町家が集積する木造密集市街地が広く分布しています。これらは、京都らしい風情や魅力を形成する一方で、地震時等には、避難や救助に支障をきたし、延焼拡大につながるおそれがあるなど、都市防災上の課題となっています。
- 平成23年2月には、京都市建築審査会から本市に対し、より一層細街路対策の推進を求める建議が提出され、また、平成23年3月に東日本大震災が発生し、木造密集市街地対策の推進がより切実な課題として認識されました。
- これらを受けて、本市では、平成24年7月に、歴史都市京都における安心安全な市民生活の確保のため、災害に強いまちの実現に向け、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」及び「京都市細街路対策指針」を策定し、密集市街地・細街路対策に取り組んできました。
- 令和2年度に、住生活基本計画(全国計画)の目標期間の終了を迎える中、全国的に危険密集市街地の解消は難しく、国では、次期住生活基本計画に位置付ける新たな密集市街地の整備基準や評価基準の方向性を示しています。(参考資料1参照)
- 本市では、改めて危険密集市街地の改善状況を確認するとともに、これまでの取組について検証し、より一層、密集市街地・細街路の安全性確保のために必要な取組を推進していくため、この度、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」の見直しを行うこととしてます。

歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針の見直しの背景②

■地震時等に著しく危険な密集市街地に関する主な取組経過

国 H23.3 住生活基本計画(全国計画) 閣議決定

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積【全国 約6,000ha(平22) → 概ね解消(平32)】

市 H24.7 歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針及び京都市細街路対策指針 策定

市 H24.7 細街路対策事業 創設

全国共通の指標に基づく「密集市街地」とその中から、本市の市街地特性を加味した指標で選定した「優先的に防災まちづくりを進める地区」(国の危険密集市街地。以下「優先地区」と言う。)を位置づけ

国 H24.10 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表

全国197地区 5,745ha 京都市11地区 357ha

市 H25.5 建築基準法第43条第2項に基づく許可対象の拡大

市 H25 開発許可制度の見直し

市 H26.4 新たな道路指定制度 創設

市 H26.7 防災まちづくり推進事業 創設

国 H27.3 避難困難性を示す指標(地区内閉塞度)の一部改定

市 H27.4 防災まちづくり推進制度, 防災みちづくりモデル事業 創設

国 H28.3 住生活基本計画(全国計画) 閣議決定

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積【全国 約4,450ha(平27速報) → 概ね解消(平32)】

市 H30.9 京都市路地再生プラットフォーム 創設

国 R1年度 準防火地域における建ぺい率緩和

国 R2年度 令和3年度以降の次期住生活基本計画(全国計画)に向けた見直し
次期「地震時等に著しく危険な密集市街地」に係る目標が位置づけられる予定

密集市街地・細街路
対策と関連の深い
本市の新たな施策

- ・ 空き家対策の強化
- ・ 京町家の保全・継承

など

本市では、平成24年以降、詳細調査による優先地区等の改善状況を把握をしておらず、今回改めて調査を行い、改善状況を把握するとともに、令和3年度以降の優先地区等の選定を行う。